本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実

控訴代理人は、「原判決を取り消す。控訴人が被控訴銀行の従業員であることを 仮りに定める。被控訴銀行は控訴人に対し昭和四四年――月―日から本案判決確定 に至るまで毎週土曜日限り金六、二一〇円を仮りに支払え。訴訟費用は第一、二審 とも被控訴銀行の負担とする。」との判決を求め、その理由として、

控訴人は、昭和四三年一一月一五日被控訴銀行にいわゆるパートタイマーとして採用され、京橋支店で為替係の仕事をしていたところ、昭和四四年一〇月三一日被控訴銀行から「予定の期間が満了し、為替係の仕事もパートタイマーを必要としない状態になり」また「勤務状況も悪い」という理由で、雇用契約終了の通告を受け、爾来従業員として取り扱われることなく今日に及んでいる。しかし、右は、明らかに解雇の意思表示に該当するものというべきであり、該解雇の意思表示は、以下述べる理由によつて無効である。すなわち、

(一) いわゆるパートタイマーは、一定の短期間を限つて雇用されたり、臨時的 スは季節的な労働に従事する臨時工とは異なり、一日、四週又は一般の労働者より短かいという点を除いては、一般の労働者であり、点を除いては、一般の労働者であり、点を除りに、控訴して、をであるのない常用労働者であり、しかして、大理問題を表現である。は、一般の労働者であり、した。」といわれたほどであるから、なるとも雇用期間の満了といわれたほどであるからないでは、一般の関連を表現である。」といわれたほどであるからないを表現であるに当り扱われるいわればない。被控訴銀行に当り銀行をであるにより、であるいたとも、であるに当り、である。と、でに確立された判例である。

ところが、当時、被控訴銀行京橋支店における為替事務は、質、量ともに漸増の傾向にあつたばかりでなく、銀行全体としても多数のパートタイマーを必要とする事情にあり、銀行は、挙げてその宣伝、募集に努め、パートタイマーに関するが見程を制定すべく準備中であつたほどであり、また、控訴人は、かつて上司からその勤務について注意をされた事実はなく、鋭意事務能率の向上に努め、いつまでも被控訴銀行において勤めていることを強く希望しており、現に、被控訴銀行にも勤務が一年以上に及ぶパートタイマーも決して少なくなかつたのである。した、被控訴銀行がこれらの事情を一切無視し、敢えて前叙のごとき理由で控訴人の解雇を強行したことは、まさに、解雇権の濫用にわたるものとして無効であるというべきである。

(二) そればかりでなく、解雇に当つては、労働基準法二〇条の規定に従い、少くとも三〇日前にその予告をするか、三〇日分以上の平均賃金を支払わなければならないのに、本件解雇は、かかる法定の手続を経ていないのであるから、この点においても、無効たるを免かれない。

そこで、控訴人は、被控訴銀行に対し従業員たる地位の確認と賃金の支払いを求める訴えを提起すべく準備中であるが、自己及び家族の生活が危殆に瀕する現在の 危険を防止するため、本件仮処分の申請に及んだ。

なお、本件解雇当時、控訴人は、日給で毎週土曜日に平均六、二一〇円の賃金の 支払いを受けていた。

と述べた。(疎明省略)

被控訴銀行代理人は、主文と同旨の判決を求め、答弁として、控訴人の主張事実中、控訴人がその主張の日から被控訴銀行にパートタイマーとして雇用され、京橋支店で為替係の仕事をしていたこと、被控訴銀行が昭和四四年一〇月三一日控訴人に対しその主張のような理由で雇用契約終了の通告をなし、爾来控訴人を従業員として取り扱つていないこと、また、控訴人との雇用契約には期間の定めがなかつたことは、いずれも、認めるが、その余の主張事実は否認する。

被控訴銀行において採用しているパートタイマーの制度は、銀行事務の中でも比較的定型的、機械的な事務や高度の判断、責任を伴わない軽易な事務について、を予してといるを関した元女子行員を、簡易な手続により、一年を限度前とと、「人」であるとして退職した元女子行員を、簡易な手続により、一年を限定前とと、「人」であり、したがつてまた、パートタイマーには、正行員の場合と異なり、自然のであり、したがつてまた、パートタイマーには、正行員の場合と異なの適用ものであり、したがつてまた、当務時間も比較的短かく、各種社会保険の適用もいるが、力によいこととなっている。このように、終身雇用の予定とがなる正行員の場合によいことによって場合は、終身雇用の予定とがでを異にし、民法の一般原則に立ち帰えりいる正行員のよりであるとないえ、期間の定めがあると否とを問わず、採用に当って当なりでの雇用契約は、期間の定めがあると否とを問わず、採用に当って当なのである。

控訴人は、もと、被控訴銀行八重州口支店に為替係として勤務した経験があるところから、京橋支店為替係の人手不足を補うため、翌年三月に採用される正行員が高い事務に習熟する期間を見越し、昭和四四年一〇月末日までを禀議期間といる事情がであり、その採用に際し、被控訴銀行が「家庭の主婦というよいといる事情ができると思うが、いまでのパートタイとしており、というには困る。ある程度勤めてほしい。」と話したことはあるが、控訴人主張のごととは困る。ある程度勤めてほしい。」と話したことはあるが、控訴人主張のごととはあるが、であるかとはいるまで動めてもらいたのであるがとされている。」というとは知道である。といたのであるから、雇用期間が明示されていなかったとは知道である。といたのである。といたのである。といたのである。

また、仮りに、控訴人との雇用契約が禀議期間の満了によつて終了せず、したがつて前記通告が事実上解雇の意思表示に該当するとしても、京橋支店の為替事務については、昭和四四年七月ころからようやく執務体制強化の効果が現われだし、テレタイプの習熟度も高まつてきたうえに、正行員一名増員の見透しがついたので、爾後、パートタイマーを使用することをやめ、正行員をもつてそれに当てるという方針が建てられ、この方針に従い、控訴人につき期間の延長ないしは再雇用といった特別の措置をとらなかつたのである。したがつて、本件解雇の意思表示が解雇権の濫用にわたるなどと論難されるいわれはない。 なお、被控訴銀行は、昭和四四年九月一八日控訴人に対して右禀議期間の満了す

なお、被控訴銀行は、昭和四四年九月一八日控訴人に対して右禀議期間の満了する同年一〇月三一日限り解雇することを予告したのであるから、本件解雇は、手続の点においても欠けるところはない。

それ故、本件解雇が無効であることを理由とする控訴人の本件仮処分申請は、失当として却下すべきである。 と述べた。 (疎明省略)

理由

控訴人が昭和四三年一一月一五日被控訴銀行にいわゆるパートタイマーとして採用され、京橋支店で為替係の仕事をしていたこと、ところが、被控訴銀行が昭和四四年一〇月三一日控訴人に対し「予定の期間が満了し、為替係の仕事もパートタイマーを必要としない状態になり」、「勤務状況も悪い」という理由で雇用契約終了の通告をなし、爾来控訴人を従業員として取り扱わないこと、また、控訴人との用契約には期間の定めがなかつたことは、いずれも、当事者間に争いがない。(一)そこで、まず、パートタイマーなる制度の実態を検討してみるのに、成立に争いのない疎甲第五四号証、当審証人Aの証言によつて真正に成立したものと認める疎乙第九号証、第三者の作成に係り真正に成立したものと認める疎乙第一〇号証、原審及び当審証人B、当審証人Aの各証言並びに当審証人兼鑑定人Cの供述によれば、

いわゆるパートタイマーなる制度は、わが国経済の高度成長下で深刻化する若年 労働力不足の問題を解決する方策の一環として昭和三五年ころから出現するに至つ たものであり、被控訴銀行においても、信託部門の分離、独立に伴う軽易な労働力

ことが一応認められ、右認定の妨げとなる疎明はない。

(二) 被控訴銀行は、パートタイマー制度の実態が右のごときものである以上、パートタイマーとの雇用契約は、正行員の場合と異なり、民法の一般原則に立ち帰り、期間の定めがないときは、銀行側の都合によつて何時でも解約することができるものであるところ、被控訴銀行においては、パートタイマーとの雇用契約は、採用に当つて銀行内部で一応の雇用期間として予定したいわゆる禀議期間が満了することによつて当然失効するのが事実上の慣習となつており、控訴人との雇用契約も、この慣習に則り、稟議期間の満了した昭和四四年一〇月三一日をもつて終了したのであつて、前記通告は、その既成事実の単なる事後通知にすぎない、と主張する。

しかし、いわゆるパートタイマーであつても、一時的ないしは臨時的な仕事に従事したり、雇用契約終了の時期を確定的に取り決めているような場合はともかと控訴人のごとく、雇用期間の定めがなく、しかも、正行員と種類、内容の点を記るところのない仕事に従事している者については、当審証人D、E及びFの各によって一応認められる次のような事情、すなわち、被控訴銀行にあっては不可な高票議期間が満了しても解雇された事例はなく、従来のパートタイマーの登用の名票議期間が満了しても解雇された事例はなく、長期継続雇用や正行員への登用のの名前自己の発意によって退職しており、また、長期継続を期待することも無理ではないという事情の下においては、雇用の継続を期待することも無理ではないと考えられるので、雇用契約は、いわゆる禀議期間の満了によって当然に失効ないと考えられるので、本件に現われた全疎明資料によって当然行によっていかる慣習があったことを認めるに足りない。それ故、被控訴銀行が表するものと解すべきである。

ところで、パートタイマーとの雇用契約であつても、単に期間の定めがないということだけで、民法の一般原則に従つて何時でも無条件に解雇し得るものではなく、現下の社会経済情勢の下では解雇により労働者の生活が危殆に陥ることはみやすることから、客観的に首肯し得る相当の事由がなければ解であることは許されず、相当の事由のない解雇は、いわゆる解雇権の濫用としてイマカーとの雇用契約を解するのいても相当の事由の存することが必要であるというとも、前叙のごとき実態を有するパートタイマーと、終身雇用的観念の下に採用され、就業規則所定の解雇事由がない限り原則として満五五歳まで身分の保障といる、必要とする相当性の度合につき、同日に論ずることはできず、その間に軽重のあることはいうまでもない。

ところで、成立に争いのない疎甲第三八ないし第四〇号証、原審における控訴本人尋問の結果によつて真正に成立したものと認める疎甲第一号証(但し、後に記載する措信しない部分を除く。)、原審証人Gの証言によつて真正に成立したものと認める疎甲第二号証、原審証人Dの証言によつて真正に成立したものと認める疎甲第一二号証、原審証人Bの証言によつて真正に成立したものと認める疎乙第一ないし第三号

証、第六、第七号証、第八号証の一ないし三及び五、前掲疎乙第九、第一〇号証、原審証人Iの証言によつて真正に成立したものと認める疎乙第一一号証、原審証人Bの証言によつて真正に成立したものと認める疎乙第一五号証、原審証人Bの証言に成立したものと推認する疎乙第一八号証、いずれも第三者の作成に係り真正に成立したものと推認する疎乙第一二ないし第一四号証、原審証人I、G、当審証人A、原審及び当審証人B、J、K、Dの各証言並びに原審及び当審における控訴本人尋問の結果(但し、後に記載する措信しない部分を除く。)によれば、次の事実を一応認めることができる。すなわち、
(1) 被控訴銀行京橋支店においては、昭和四二年七月以降窓口事務を一本化す

が事務に一心馴れるまでの労働力不足をパードダイマーとして昭和四三年七月一七日しを、同年八月一日Mを、同年一〇月二五日Nを、同年一一月一五日控訴人を、また、同年一二月二日〇を採用した。(2) しかし、Lは、禀議期間が昭和四四年三月三一日までの八か月間となつていたのに僅か二か月で、Mは、禀議期間が昭和四四年三月三一日までの一〇か月間となつていたのに僅か三か月(もつとも、辞令面では六か月となつている。)で、Nは、禀議期間が昭和四四年六月三〇日までの八か月間となつていたのに僅か六か月で、〇は、禀議期間が昭和四四年一一月三〇日までの一二か月間となつていたのに僅か六か月で退職する始末で、係員の交替が頻繁に行なわれ、しかも、テレタイプの導入による新らしい事務処理方法が定着していなかつたこともあつて、為替事務のミスが目立つて多く、勘定不突合の大半は、為替事務のミスによるものであった。

そこで、京橋支店としては、為替係の執務体制を強化して事務の正確な処理と能率の向上を図ることが、喫緊の急務となつた。ところで、パートタイマーを実際に使つてみた結果、パートタイマーは家庭をもつているためか正行員に出いを致いる者が多く、期待していたほどの成果が挙られなかつたことに思いを致しまた、幸い、昭和四四年七月の段階で正行員二名が補強されたほか、同年一の月にはいま一名正行員の増員が実現する運びとなり、なお、そのころまでには「自身の増」が実現する運びとなり、なお、そのころまでには「自身の増」が見れたいまれたことが見います。という方針を確立し、新入行員も事務に馴れていたが、為替事務の正確な処理と能を関するため、強力にはあったが、為替事務の正確な処理と能を関するため、強力にはあったが、為替事務の正確な処理と能を関するため、増加の傾向が当分続く状況ではあったが、為替事務の正確な処理と能を関するという方針を確立し、その方針の下に、控訴人を除くその余のパートタイマーが同年六月までにすべて退職していたが、その補充を行なわなかった。

 いると、折角仕事に馴れたころに辞めるといいだすので、銀行としては、余り短かくては困る。ある程度勤務してほしい。」と答え、控訴人においても暗黙のうちにその旨を了承したので、新入行員が事務に馴れる期間も見込んで、稟議期間を昭和四三年一一月一五日から昭和四四年一〇月三一日までと決定し、本店総務部長宛に控訴人を右の期間派遣してくれるよう依頼する旨の稟議書を出した。

かくして、控訴人は、被控訴銀行にパートタイマーとして採用され、前叙のごとく京橋支店で為替係として働らくようになつたのであるが、他の者に比らべて休みが多く、しかも、銀行事務の一番忙しくなる月末や年末に休み、かつ、当日の出勤時刻が過ぎてから電話で欠勤の届出をしてくるため、事務に支障を来し、出勤日でも、定刻の八時五〇分までに、執務体勢についていない場合が少なくなく、総じて勤務状況が良好とはいえなかつたので、被控訴銀行は、控訴人につき期間延長ないし再雇用等特別の措置をとることなく、前叙のごとく稟議期間の満了した昭和四四年一〇月三一日限りで解雇するに至つた。

以上の事実を一応認めることができ、右認定に牴触する疎甲第一号証(控訴本人の陳述書)の記載部分並びに原審及び当審における控訴本人の供述部分は、そのの前掲各疎明資料に照らしてたやすく措信し難く、他に右認定の妨げとなるとと、確認してたやすく措信し難く、他に右認定の妨げとなるとと、確認してためないった。とは、前級のであるが、控訴人は、特に、前記認定事実をで勤めるであるが、控訴人は、特に、前記認定事実をで勤める。いたい。」といわれた、と主張のよっなに原審及が当審をでもいたがあるが、仮方をしては、右説示のとおりであるが、仮方を中の共述部分のたやすく措信し得ないことは、右説示のとおりであるが、仮方を中の共述部分のたやすく措信し得ないものといわざるを得ない。といれて、到底、客観的合理性を有し得ないものといわざるを得ない。

(三) 最後に、控訴人は、本件解雇は労働基準法二〇条所定の手続を経ていないから、この点においても、無効たるを免かれない、と主張する。

しかし、原審及び当審証人J並びに当審証人Bの各証言によれば、被控訴銀行は、前叙のごとく昭和四四年一〇月三一日解雇の意思表示をしたが、それより前の同年九月一八日控訴人に対し口頭で翌月末日限りで解雇する旨解雇の予告をしたことが一応認められ、右認定を左右するに足る的確な疎明はない。それ故、控訴人の右主張もまた、採用に由ないものというほかはない。

よって、控訴人の本件仮処分申請は、被保全権利の存在につき疎明がないことに帰し、もとより保証をもつて疎明に代えることも相当でないから却下すべく、これと同趣旨に出た原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないので、これを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法九五条、八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 渡辺吉隆 柳沢千昭 浅香恒久)